

CODA ネットワークセンター
E-Mail ウイルスチェックサービス利用規約



第1条（本規約の運用）	1
第2条（契約者）	1
第3条（本規約の変更）	1
第4条（本サービス）	1
第5条（利用の申込み）	2
第6条（利用契約の単位）	2
第7条（契約タイプ）	2
第8条（利用契約の成立）	2
第9条（最低利用期間）	2
第10条（本サービスの利用）	2
第11条（契約者の責任）	3
第12条（通知義務）	3
第13条（譲渡禁止）	3
第14条（変更の届出）	3
第15条（本サービスの一時停止）	4
第16条（免責）	4
第17条（料金の支払い）	4
第18条（延滞利息）	4
第19条（契約者の解約）	5
第20条（契約者資格の喪失）	5
第21条（本サービスの終了）	5
第22条（本サービス終了時の措置）	6
第23条（専属管轄裁判所）	6
第24条（準拠法および特約との関係）	6
第25条（その他）	6
附則	6
【別紙】	7
初期費用	7
月額費用	7

第1条（本規約の運用）

本規約は、株式会社熊本情報処理センター（以下「弊社」といいます。）が提供する E-Mail ウイルスチェックサービス（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の契約者（以下「契約者」といいます。）が利用する際の一切の關係に適用します。

第2条（契約者）

契約者とは、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した弊社所定の申込書（以下「サービス契約申込書」といいます。）にて本サービスの利用を申込み、弊社がこれを承諾した法人をいいます。

第3条（本規約の変更）

弊社は、本規約を変更することがあります。規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 弊社は、前項の変更を行う場合は、契約者に対し、事前に変更後の本規約の内容をホームページまたは、E-Mail にて通知します。

第4条（本サービス）

本サービスとは、弊社が、Symantec Limited（米国法人）のウイルスチェックソフト“Norton Antivirus”（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使って、弊社の別途指定するサーバを経由して送受信される電子メール（但し、第6条第1項に基づき指定されるドメイン名に係るものに限り、以下「対象メール」といいます。）について、コンピュータウイルスに感染しているかを検査し、万一、コンピュータウイルスに感染していることを検知した場合は、そのコンピュータウイルスを除去するサービスをいいます。

2. 弊社は、本サービスの規格及び仕様を、予告なく変更することがあります。その場合、契約者に対し、事前に変更後の本規約の内容をホームページまたは、E-Mail にて通知します。

第5条（利用の申込み）

本サービス利用の申込み（以下「利用申込み」といいます。）は、サービス契約申込書を提出して行うものとします。

2. 利用申込みをしようとする者（以下「利用申込者」といいます。）は、利用申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものとします。
3. 弊社は、利用申込みがあった場合はこれを承諾するものとし、その旨を書面にて契約者に通知します。
4. 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。この場合において、弊社は利用申込者に対し、その旨を通知します。
 - (1) 利用申込者が本サービスを含む弊社サービスの料金の支払いを怠り、またはその虞がある時。
 - (2) 利用申込者が本規約に違反し、またはその虞があるとき。
 - (3) 利用申込みを承諾することにより弊社の業務遂行上、または技術上著しい支障が生じ、またはその虞があるとき。
 - (4) 利用申込者が本サービスの申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (5) 前各号に定めるほか、弊社が利用申込みを承諾することが適当でないと判断する時。

第6条（利用契約の単位）

本サービスの利用契約の単位は、ドメイン名毎となります。

2. 指定されたドメイン名を利用する全てのメールアドレスは、サービスの対象となります。

第7条（契約タイプ）

本サービスの契約タイプは、別紙のとおりとします。

第8条（利用契約の成立）

利用契約は、弊社が所定の作業を完了した時点より成立します。

第9条（最低利用期間）

利用契約成立の日を本サービスの提供開始日とし、開始日を起算日として1ヶ月間を最低利用期間とします。

第10条（本サービスの利用）

契約者は、本サービスを本規約の各条項に従い自ら利用できるものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用に関わる一切の費用（設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、電気通信回線利用料金を含みます。）を負担します。

第 11 条（契約者の責任）

契約者は、本サービスを利用して、第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と負担で解決するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用して次の行為を行わないものとします。
 - (1) コンピュータウイルスに感染している電子メールを故意に送受信する行為。
 - (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - (4) サーバまたは、他者の設備等の利用または運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
 - (5) その他、弊社が不適切と判断する行為
3. 契約者による本サービスの利用に起因し、弊社に対してクレーム、請求がなされまたは訴訟が提起された場合は、契約者は自己の責任と費用で当該クレーム、請求または訴訟を解決するものとします。なお、当該クレーム、請求または訴訟に起因して弊社が損害を被った場合は、契約者は確定した損害、費用（弁護士費用を含みます。）に相当する金額を弊社に支払うものとします。
2. 契約者は、前項の場合の他、本サービスの利用に関連して弊社または第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償するものとします。

第 12 条（通知義務）

契約者は、本サービス、本ソフトウェア本契約に関連して第三者から知的財産権およびその他の権利を侵害していることを理由として通知または請求等を受けた時は、直ちに、その旨を弊社に通知してください。

第 13 条（譲渡禁止）

契約者は、本規約に基づいて本サービスを利用する権利を他に譲渡しないものとします。

第 14 条（変更の届出）

契約者は、その法人名、住所等その他利用契約の内容に変更がある場合は、速やかに弊社所定の申込書(以下「契約情報変更申込書」といいます。)で弊社に届出をするものとします。なお弊社は、契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、その責任を一切負いません。

2. 前項の規定に拘わらず、契約者が利用契約を変更しようとする場合は、当該利用契約を変更しようとする月の 1 ケ月までに、その旨を契約情報変更申込書で変更の届出をするものとします。

第 15 条（本サービスの一時停止）

弊社は、以下のいずれかが起こった場合は、契約者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により弊社の提供ができなくなった場合
- (5) 弊社または第三者の間で紛争が生じたとき
- (6) 弊社に対し、契約者に係わるクレーム、請求等がなされ弊社の業務に支障を来たと弊社が判断したとき
- (7) その他運用上或は技術上、弊社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第 16 条（免責）

弊社は、本サービスに関連して発生した契約者のいかなる損害逸失利益及び第三者から契約者に対して為されたクレーム（損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）についても、一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は、本サービスの利用に遅延または中断（前条の本サービスの一時的な中断を含みますが、これに限りません。）が生じても補償の責任を一切負わないものとし、弊社及び利用者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負わないものとします。
3. 弊社は、本ソフトウェアが有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で本サービスを提供するものとし、本サービスを使ってあらゆるコンピュータウイルスを検知し、及びこれを駆除することを何ら保証するものではありません。
4. 弊社は、アカウントによってサーバに収録、蓄積された情報の消失または毀損に関して何らの責任も負わないものとします。

第 17 条（料金の支払い）

契約者は、本サービスの利用料金として、別紙に定める金額（消費税別）を弊社に支払うものとし、

2. 弊社は、当月末日までにの本サービスの利用料金の請求書を契約者に交付するものとし、契約者は、請求書を受領した月の翌月 10 日までに当該請求書に係わる本サービスの利用料金を、弊社の指定する銀行口座に振込むものとし、
3. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第 18 条（延滞利息）

契約者が本サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとし、

2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第 19 条（契約者の解約）

契約者は弊社に対し、本サービスの最低利用期間中においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を一括して支払うことにより、解約する月の月末をもって契約者の解約をすることができます。

2. 契約者は、前項の解約を、解約を希望する 1 ヶ月前までに弊社所定の書式で弊社に届け出るものとします。
3. 契約者の解約をする月の月末をもってアカウントの削除およびサービスの停止を行います。

第 20 条（契約者資格の喪失）

契約者が次のいずれかひとつにでも該当する場合は、弊社は当該契約者の資格を失わせることができるものとします。又、契約者は該当した時点で弊社に対して本規約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

- (1) 本サービスを不正に利用したとき
 - (2) 仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、和議、会社整理、もしくは会社更生の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (3) 資産、信用、または営業の譲渡、合併等事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると相手方に於いて判断したとき
 - (4) 本サービスの利用申込時に虚偽の申請をしたとき
 - (5) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行ったとき
 - (6) 本サービスの利用料金の支払いを遅延し、または拒否したとき
 - (7) 他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為、本サービスに支障をきたしたした場合、またはその恐れのある行為、その他弊社が不適切と判断したもの
2. 契約者が前項各号に該当したことにより弊社が損害を被った場合、契約者資格の喪失の有無にかかわらず、契約者に被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 21 条（本サービスの終了）

弊社は、本サービスの提供を終了するときは、契約者に対し事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。

2. 前項の通知は、本サービスのホームページまたは、E-mail にて契約者へ通知するもとし、通知後 1 ヶ月を経過した時点で全ての契約者に通知したものとします。
3. 弊社は理由の如何を問わず、第 1 項の通知を行うことにより本サービスの終了により契約者が被った損害について一切免除されるものとします。

第 22 条（本サービス終了時の措置）

弊社は、本サービスの提供に伴い取り扱った通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの提供により知った契約者に関する情報（営業上または技術上の秘密または個人情報を含みます。）を他に開示、漏洩せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。

2. 弊社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による搜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスの提供により知り得た弊社の業務上または技術上の秘密情報を承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとし、本サービスを利用するために必要な範囲を超えて使用しないものとします。
5. 弊社は、契約者が本契約に基づく義務に違反しその他本サービスの提供を妨害する行為をなした場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、本サービスのために契約者に関する情報を使用または提供することができます。
6. 弊社は、利用契約の終了後または弊社が定める保存期間の経過後は、第 1 項の契約者に関する情報を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または弊社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第 23 条（専属管轄裁判所）

本サービスのご利用に関して弊社と契約者との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合には、熊本地方裁判所を第一の専属管轄裁判所とします。

第 24 条（準拠法および特約との関係）

第 1 条に基づき弊社が発表する本サービスの利用上のルールと本規約の定めが抵触する場合は、当該ルールの内容が優先して適用されるものとします。

第 25 条（その他）

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が発生した場合には、弊社と契約者の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

附則

この利用規約は、平成 15 年 3 月 31 日より効力を発するものとします。

【別紙】

E-Mail ウイルスチェックサービス料金表

初期費用 20,000 円

独自ドメインでのサービスが前提になります。

新たに独自ドメイン取得の場合は、別途 10,000 円必要です。

月額費用

契約タイプ	月額
TYPE-E10	¥2,300
TYPE-E30	¥7,000
TYPE-E50	¥11,500
TYPE-E100	¥23,000
TYPE-ES	別途お見積もり